

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB100001	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	「難民対策につ いて」(平成14年 8月7日閣議了 解) 「条約難民に対 する定住支援策 及び難民認定申 請者への支援に 関する当面の具 体的措置につい て」(平成14年8 月7日内閣難民 対策連絡調整会 議決定) 「平成18年度以 降の難民に対す る定住支援策の 具体的措置につ いて」(平成15年 7月29日内閣難 民対策連絡調整 会議決定)	政府からの事業委託により、 (財)アジア福祉教育財団難民 事業本部において実施		c(一 部につ いてa)	インドシナ難民に対して実施してきている我が国定住支援 事業は、閣議了解「難民対策について」(平成14年8月7日 付)において条約難民に対しても実施することとされ、この 閣議了解を受けた「条約難民に対する定住支援策及び難民 認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」 (平成14年8月7日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に より、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、ア ジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施す ることとされている。  インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の 難民支援事業については、外務省では「平成18年度以降 の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成 15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づ き具体的な検討を重ねている。この決定においては、「関係 行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジ ア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体の「ウハウ ウ」(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされており、これを踏まえアジア福祉教育財 団においても、NGOとの連携を目指すこととして、業務の外部 委託について、民間支援団体にも部分的に参画を仰ぎ、支 援事業の経験作り・実績作りに役立てることとし、今後もこ れを推進していくこととしている。  一方、条約難民及びその家族に対する支援業務は、難民が 支援の対象であるという非常に特異な事業の性質を踏まえ て行わなくてはならないものであることから、政府の委託事 業として公平かつ慎重に実施していく必要があり、原則とし て、これまでのインドシナ難民定住支援事業の実施を通じ当 該事業に関する知見を有するアジア福祉教育財団に業務 委託の上で実施されることとされており、また、今後とも当該 支援事業の実施に当たっては、一般競争入札によるよりも、 現行のように外務省はじめ関係行政機関(アジア福祉教育 財団・難民支援NGOの官民3者)が、それぞれの利点を活か して協働する事業実施体制の方が、支援事業のより一層の 充実に資するものと考え、  このような事業の運営を今後も進める上から、条約難民及 びその家族等の我が国定住支援事業の在り方は現行ど おりとすることが適切である。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされているが、ア ジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。			
zB100001	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	「難民対策につ いて」(平成14年 8月7日閣議了 解) 「条約難民に対 する定住支援策 及び難民認定申 請者への支援に 関する当面の具 体的措置につい て」(平成14年8 月7日内閣難民 対策連絡調整会 議決定) 「平成18年度以 降の難民に対す る定住支援策の 具体的措置につ いて」(平成15年 7月29日内閣難 民対策連絡調整 会議決定)	政府からの事業委託により、 (財)アジア福祉教育財団難民 事業本部において実施		c(一 部につ いてa)	インドシナ難民に対して実施してきている我が国定住支援 事業は、閣議了解「難民対策について」(平成14年8月7日 付)において条約難民に対しても実施することとされ、この 閣議了解を受けた「条約難民に対する定住支援策及び難民 認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」 (平成14年8月7日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に より、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、ア ジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施す ることとされている。  インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の 難民支援事業については、外務省では「平成18年度以降 の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成 15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づ き具体的な検討を重ねている。この決定においては、「関係 行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジ ア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体の「ウハウ ウ」(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされており、これを踏まえアジア福祉教育財 団においても、NGOとの連携を目指すこととして、業務の外部 委託について、民間支援団体にも部分的に参画を仰ぎ、支 援事業の経験作り・実績作りに役立てることとし、今後もこ れを推進していくこととしている。  一方、条約難民及びその家族に対する支援業務は、難民が 支援の対象であるという非常に特異な事業の性質を踏まえ て行わなくてはならないものであることから、政府の委託事 業として公平かつ慎重に実施していく必要があり、原則とし て、これまでのインドシナ難民定住支援事業の実施を通じ当 該事業に関する知見を有するアジア福祉教育財団に業務 委託の上で実施されることとされており、また、今後とも当該 支援事業の実施に当たっては、一般競争入札によるよりも、 現行のように外務省はじめ関係行政機関(アジア福祉教育 財団・難民支援NGOの官民3者)が、それぞれの利点を活か して協働する事業実施体制の方が、支援事業のより一層の 充実に資するものと考え、  このような事業の運営を今後も進める上から、条約難民及 びその家族等の我が国定住支援事業の在り方は現行ど おりとすることが適切である。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされているが、ア ジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB100001	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	5104	5104B001	1	1	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民その家族等に対する定住支援に 関しては、市場化テストの対象とし、民 間事業者を含めた競争入札によって支援 提供先を決定されるようにして頂きた い。	条約難民に関する支援は、これまで公 的な支援はなく、NGOが実際の現場を担っ てきた。また、国連人種差別撤廃委員会 からも差別であり是正するよう勧告を受 けていた(2001年3月)。2002年8月7日 の内閣難民対策連絡調整会議決定におい ては、「インドシナ難民の定住支援等の ための施設である国際救援センターにお いて可能な限り受け入れることとし、ア ジア福祉教育財団に業務を委託する」と された。しかし、同センターはインドシ ナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度に て終了予定であり、同決定においては 「国際救援センターの再整備又は代替施 設等の手当て、さらには業務の委託のあ り方について、今後の難民対策連絡調整 会議において所要の検討を行うものでは あることを確認する。」とされている。 2006年度からは全く新しい条約難民そ の家続等に対する定住支援が開始される ことを踏まえ、2002年以前より現場で支 援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業 に参入することを可能にすることが期待さ れる。その展望は2004年当時の外務大臣 答弁(第159回参議院決算委員会議事録: 添付資料 参照)、2003年の内閣難民対 策連絡調整会議決定「3. 関係行政機関 は、定住支援措置の外部委託に当たって は、アジア福祉教育財団をはじめ難民支 援関係民間団体のノウハウ(技術的知 識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図 るよう努める。」(添付資料 )でも確 認されている。	条約難民が日本で定住していくために必 要とされる、日本語教育、社会適用訓 練、職業訓練、就労支援ほか、その他本 邦定住の促進に必要な事業の実施を行 う。	随意契約により各省庁から財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部へ委託され ており、民間の直接的な参入が許されて いない。	
zB100001	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	5105	5105B001	1	1	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民その家族等に対する定住支援に 関しては、市場化テストの対象とし、民 間事業者を含めた競争入札によって支援 提供先を決定されるようにして頂きた い。	条約難民に関する支援は、これまで公 的な支援はなく、NGOが実際の現場を担っ てきた。また、国連人種差別撤廃委員会 からも差別であり是正するよう勧告を受 けていた(2001年3月)。2002年8月7日 の内閣難民対策連絡調整会議決定におい ては、「インドシナ難民の定住支援等の ための施設である国際救援センターにお いて可能な限り受け入れることとし、ア ジア福祉教育財団に業務を委託する」と された。しかし、同センターはインドシ ナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度に て終了予定であり、同決定においては 「国際救援センターの再整備又は代替施 設等の手当て、さらには業務の委託のあ り方について、今後の難民対策連絡調整 会議において所要の検討を行うものでは あることを確認する。」とされている。 2006年度からは全く新しい条約難民そ の家続等に対する定住支援が開始される ことを踏まえ、2002年以前より現場で支 援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業 に参入することを可能にすることが期待さ れる。その展望は2004年当時の外務大臣 答弁(第159回参議院決算委員会議事録: 添付資料 参照)、2003年の内閣難民対 策連絡調整会議決定「3. 関係行政機関 は、定住支援措置の外部委託に当たって は、アジア福祉教育財団をはじめ難民支 援関係民間団体のノウハウ(技術的知 識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図 るよう努める。」(添付資料 )でも確 認されている。	条約難民が日本で定住していくために必 要とされる、日本語教育、社会適用訓 練、職業訓練、就労支援ほか、その他本 邦定住の促進に必要な事業の実施を行 う。	随意契約により各省庁から財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部へ委託され ており、民間の直接的な参入が許されて いない。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB100002	外務省	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日内閣難民対策連絡調整会議)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	c(一部についてa)		<p>難民認定申請者に対する保護措置の実施は、昭和57年7月の難民行政監察による勧告において、難民認定申請中の者で衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し必要な保護を行う旨の勧告がなされたことに基づき、翌年から外務省が予算措置の上、難民認定申請者に対する保護措置を実施していたが、当該措置は平成7年度以降、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務が委託されている。</p> <p>インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の難民支援事業については、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき具体的な検討を重ねている。</p> <p>この決定においては、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めること、NGOとの一層の連携を目指すこととされている。このため、アジア福祉教育財団においても、これを踏まえ、業務の外部委託について、民間支援団体にも部分的に参画を仰ぎ、支援事業の経験作り・実地作りに役立てており、今後もこれを推進していくこととしているところである。</p> <p>一方で、アジア福祉教育財団によって実施されている保護措置については、政府の委託事業として中立性、公平性を維持していることが肝要であり、その中で、上述のように、現在行っている業務の部分的な外部委託を通じて、各NGOからの助力と様々な意見・提言等も採り入れつつ、より充実した我が国の難民認定申請者支援を実現することが期待される。</p> <p>なお、現在アジア福祉教育財団による上記保護措置とは別に、難民支援NGO等においても、独自に緊急避難施設や生活資金の提供等を措置していると承知しているが、アジア福祉教育財団及び難民支援団体において多様な保護措置が並存することにより、政府・アジア福祉教育財団と各NGOの間での相互補完的な相乗効果を高められ、支援措置が質量ともに重層的なものとなることを期待される。</p> <p>このような事業の在り方を今後も進める上から、難民認定申請者に対する保護措置事業の在り方は現行どおりとすることが適切である。</p>		内閣難民対策連絡調整会議において、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」こととされているが、アジア福祉教育財団が定住支援を実施しなければならないとは規定されていない。条約難民その他家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象としてその活用を図り、民間事業者を含めた競争入札によって実施主体が決定されるよう検討されたい。			
zB100002	外務省	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日内閣難民対策連絡調整会議)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	c(一部についてa)		<p>難民認定申請者に対する保護措置の実施は、昭和57年7月の難民行政監察による勧告において、難民認定申請中の者で衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し必要な保護を行う旨の勧告がなされたことに基づき、翌年から外務省が予算措置の上、難民認定申請者に対する保護措置を実施していたが、当該措置は平成7年度以降、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務が委託されている。</p> <p>インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の難民支援事業については、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき具体的な検討を重ねている。</p> <p>この決定においては、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めること、NGOとの一層の連携を目指すこととされている。このため、アジア福祉教育財団においても、これを踏まえ、業務の外部委託について、民間支援団体にも部分的に参画を仰ぎ、支援事業の経験作り・実地作りに役立てており、今後もこれを推進していくこととしているところである。</p> <p>一方で、アジア福祉教育財団によって実施されている保護措置については、政府の委託事業として中立性、公平性を維持していることが肝要であり、その中で、上述のように、現在行っている業務の部分的な外部委託を通じて、各NGOからの助力と様々な意見・提言等も採り入れつつ、より充実した我が国の難民認定申請者支援を実現することが期待される。</p> <p>なお、現在アジア福祉教育財団による上記保護措置とは別に、難民支援NGO等においても、独自に緊急避難施設や生活資金の提供等を措置していると承知しているが、アジア福祉教育財団及び難民支援団体において多様な保護措置が並存することにより、政府・アジア福祉教育財団と各NGOの間での相互補完的な相乗効果を高められ、支援措置が質量ともに重層的なものとなることを期待される。</p> <p>このような事業の在り方を今後も進める上から、難民認定申請者に対する保護措置事業の在り方は現行どおりとすることが適切である。</p>		内閣難民対策連絡調整会議において、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」こととされているが、アジア福祉教育財団が定住支援を実施しなければならないとは規定されていない。条約難民その他家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象としてその活用を図り、民間事業者を含めた競争入札によって実施主体が決定されるよう検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB100002	外務省	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	5104	5104B002	1	1	個人	2	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施に関しては、市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者への保護措置は、1982年の行政監察によって始まり、当初は外務省自身によって運営されていた。その後、NGOへ委託されていた。1995年より財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ外務省からすべてが委託されるに至った。緊急避難施設が設立されたのは2003年からであるが、NGOは以前より自身の資金で緊急避難施設を設立し、運営をしてきた。現在は同事業本部より調査、緊急避難施設の管理人等がNGOへ再委託されたこともある。生活費の支給ほか元々はNGOが運営していた実績もことから、再度民間事業者を含めた競争入札の対応となりうると考えるため。	(1) 難民認定申請者等に対する保護措置の実施に必要な調査 (2) 難民認定申請者等に対する次の保護措置の実施 (イ) 生活費その他の必要経費の支給 (ロ) 生活状況の把握及び生活指導等 (ハ) 緊急避難施設に関すること	随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。	
zB100002	外務省	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	5105	5105B002	1	1	個人	2	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施に関しては、市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者への保護措置は、1982年の行政監察によって始まり、当初は外務省自身によって運営されていた。その後、NGOへ委託されていた。1995年より財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ外務省からすべてが委託されるに至った。緊急避難施設が設立されたのは2003年からであるが、NGOは以前より自身の資金で緊急避難施設を設立し、運営をしてきた。現在は同事業本部より調査、緊急避難施設の管理人等がNGOへ再委託されたこともある。生活費の支給ほか元々はNGOが運営していた実績もことから、再度民間事業者を含めた競争入札の対応となりうると考えるため。	(1) 難民認定申請者等に対する保護措置の実施に必要な調査 (2) 難民認定申請者等に対する次の保護措置の実施 (イ) 生活費その他の必要経費の支給 (ロ) 生活状況の把握及び生活指導等 (ハ) 緊急避難施設に関すること	随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB100003	外務省	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	「難民対策について」(平成14年8月7日閣議了解)「条約難民に対する定住支援策及び難民認定者への支援に関する当面の具体的支援策について」(平成14年8月7日内閣難民対策連絡調整会議決定)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施		c	<p>昭和54年のインドシナ難民定住支援事業の開始以降、閣議了解「難民対策について」(平成14年8月7日)及びこの閣議了解を受けての難民対策連絡調整会議決定「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」(平成14年8月7日)に基づき、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施されている。</p> <p>アジア福祉教育財団による相談事業においては、我が国における定住難民、難民認定申請者その他難民等支援の各種関係先を対象として、年間17,000件以上(平成16年度実績)に及ぶ多面的かつ大規模な相談案件に対応してきており、アジア福祉教育財団は、これを通じた豊富な知見とノウハウを有している。</p> <p>インドシナ難民の我が国受入れ事業が今年度限りで終了するが、我が国に定住している1万1千人以上のインドシナ難民のほか、条約難民、難民認定申請者、難民を受入れている地方公共団体等からの相談需要はなお大きなものとして推移することが見込まれることから、アジア福祉教育財団としては、今後地方公共団体等とも連携して、関東・関西を中心に広域的に相談事業を拡大・推進していくこととしており、相談事業はアジア福祉教育財団の中でも今後より大きな比重を置いて進めていく事業となるものと考えられる。</p> <p>なお、アジア福祉教育財団による上記保護措置とは別個に、難民支援NGO等においても、独自に難民及び難民コミュニティを対象として相談・カウンセリング等のサービスを実施しているが、このようにアジア福祉教育財団及び難民支援団体において多様な相談体制が並存することにより、政府・アジア福祉教育財団と各NGOの間での相互補完的な相乗効果を高められ、また、支援措置が質量ともに重層的なものとなることが期待される。</p> <p>以上の点を踏まえ、このような事業の運営の在り方を今後も維持する上から、各NGOの事業との並存・補充を図りつつも、現在アジア福祉教育財団が実施している難民相談等各種情報提供事業は、現行どおりとすることが適切である。</p>		内閣難民対策連絡調整会議において、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」こととされているが、アジア福祉教育財団が定住支援を実施しなければならないとは規定されていない。条約難民その他家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象としてその活用を図り、民間事業者を含めた競争入札によって実施主体が決定されるよう検討されたい。			
zB100003	外務省	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	「難民対策について」(平成14年8月7日閣議了解)「条約難民に対する定住支援策及び難民認定者への支援に関する当面の具体的支援策について」(平成14年8月7日内閣難民対策連絡調整会議決定)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施		c	<p>昭和54年のインドシナ難民定住支援事業の開始以降、閣議了解「難民対策について」(平成14年8月7日)及びこの閣議了解を受けての難民対策連絡調整会議決定「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」(平成14年8月7日)に基づき、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施されている。</p> <p>アジア福祉教育財団による相談事業においては、我が国における定住難民、難民認定申請者その他難民等支援の各種関係先を対象として、年間17,000件以上(平成16年度実績)に及ぶ多面的かつ大規模な相談案件に対応してきており、アジア福祉教育財団は、これを通じた豊富な知見とノウハウを有している。</p> <p>インドシナ難民の我が国受入れ事業が今年度限りで終了するが、我が国に定住している1万1千人以上のインドシナ難民のほか、条約難民、難民認定申請者、難民を受入れている地方公共団体等からの相談需要はなお大きなものとして推移することが見込まれることから、アジア福祉教育財団としては、今後地方公共団体等とも連携して、関東・関西を中心に広域的に相談事業を拡大・推進していくこととしており、相談事業はアジア福祉教育財団の中でも今後より大きな比重を置いて進めていく事業となるものと考えられる。</p> <p>なお、アジア福祉教育財団による上記保護措置とは別個に、難民支援NGO等においても、独自に難民及び難民コミュニティを対象として相談・カウンセリング等のサービスを実施しているが、このようにアジア福祉教育財団及び難民支援団体において多様な相談体制が並存することにより、政府・アジア福祉教育財団と各NGOの間での相互補完的な相乗効果を高められ、また、支援措置が質量ともに重層的なものとなることが期待される。</p> <p>以上の点を踏まえ、このような事業の運営の在り方を今後も維持する上から、各NGOの事業との並存・補充を図りつつも、現在アジア福祉教育財団が実施している難民相談等各種情報提供事業は、現行どおりとすることが適切である。</p>		内閣難民対策連絡調整会議において、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」こととされているが、アジア福祉教育財団が定住支援を実施しなければならないとは規定されていない。条約難民その他家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象としてその活用を図り、民間事業者を含めた競争入札によって実施主体が決定されるよう検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB100003	外務省	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	5104	5104B003	1	1	個人	3	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	情報提供体制の充実・強化に関しては、同事業を市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	2003年7月29日内閣難民対策連絡調整会議決定にて、情報提供体制の構築にあたり、「関係行政機関は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部及び知見と実績を有する国内で難民支援に関わる民間団体と連携しつつ」と、並列に言及されている(添付資料)。民間においては弁護士を始めとした専門家等により、迅速で本人のニーズにあった専門的な情報提供・相談がなされている現状も踏まえ、民間事業者を含めた競争入札を行うことが望ましいと考えられる。	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供。	随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。	
zB100003	外務省	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	5105	5105B003	1	1	個人	3	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	情報提供体制の充実・強化に関しては、同事業を市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	2003年7月29日内閣難民対策連絡調整会議決定にて、情報提供体制の構築にあたり、「関係行政機関は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部及び知見と実績を有する国内で難民支援に関わる民間団体と連携しつつ」と、並列に言及されている(添付資料)。民間においては弁護士を始めとした専門家等により、迅速で本人のニーズにあった専門的な情報提供・相談がなされている現状も踏まえ、民間事業者を含めた競争入札を行うことが望ましいと考えられる。	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供。	随意契約により各省庁から財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ委託されており、民間の直接的な参入が許されていない。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB100004	全省庁	府省における官房基幹業務	-	当省職員が実施している。	C	-	官房基幹業務については、それぞれにつき全省庁統一の管理システムの構築中であり、その構築作業の中で一部をアウトソーシングするとの方針が示される場合には、外務省としても個別に検討する。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			
zB100005	全省庁	公用車の運転業務受託	-	既に公用車の運転業務の一部外部委託を実施している。	D	-	既に公用車の運転業務の一部外部委託を実施している。		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB100004	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	6	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
zB100005	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	6	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わらないところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	



市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB100006	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	-	情報システム管理、広報業務の民間委託については、既に業務の一部を外部委託している。	C(一部D)	-	情報システム管理、広報業務の民間委託については、既に業務の一部を外部委託している。また、官商基幹業務(調達、物品管理、謝金・請手当、補助金、旅費)については、それぞれにつき全府省統一の管理システムを構築中であり、その構築作業の中で一部をアウトソーシングするとの方針が示される場合には、外務省としても個別に検討する。なお、人事業務については、適正な人事管理・運営を確保するとの観点に鑑みれば、外部委託できる余地は極めて限られる。総務業務については、適正な組織管理・運営を確保するとの観点から民間委託することは困難。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			
zB100007	外務省	国際交流基金(日本語国際センター、関西国際センター、)などの研修業務の市場化テスト	独立行政法人国際交流基金法第12条	独立行政法人国際交流基金は、海外における日本語の普及を効果的に促進するため、独立行政法人通則法第46条によって外務省から交付された運営費交付金及び運用資金の運用によって得られた資金により、同法人の中期目標による外務大臣の指示に沿って、海外における日本語教育、学習への支援のための事業を企画・立案・実施している。但し、国際交流基金以外の主体が日本語教育に係る事業を実施することについては、外務省としては特段、制度上の規制は設けておらず、日本語教育事業への民間事業者の参入は、既に当該事業者側の判断により可能となっている。	C及びE	-	現行制度上、外務省としては特段、日本語教育に係る制度上の規制は設けておらず、日本語教育事業への民間事業者の参入は、既に当該事業者側の判断により可能。一方、海外における日本語普及は、国の外交政策の一環として、全世界を対象に総合的な見地から推進すべき事業であり、人材育成を含む現地基盤形成のための長期的・継続的な取り組みが求められる。(独)国際交流基金の日本語普及事業は、外務大臣より指示を行った中期目標に基づき、(独)国際交流基金が日本語普及戦略の中期計画を立案し、専門性及び外交上の必要性が高く、基金以外の機関では十分に実施することが難しい各種事業を一体として総合的に、且つ長期的・継続的に実施しているものである。(独)国際交流基金側が、事業の効果的・効率的な実施のため、当該研修事業の一部について民間委託を行うことは制度上排除されていないが、その判断については、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、(独)国際交流基金側が自律的に判断すべきことである。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法においても、中期目標期間における中期目標、中期計画等の変更が予定されているところである。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB100006	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	6	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB100007	外務省	国際交流基金(日本語国際センター、関西国際センター、)などの研修業務の市場化テスト	5070	5070B011	1	1	個人	11	国際交流基金(日本語国際センター、関西国際センター、)などの研修業務の市場化テスト	国際交流基金における日本語国際センター、関西国際センターなどの研修業務を市場化テストにかける	・当該事業は研修事業やその教材作成などであり、民間でも同種の業務を行っているものである ・研修業務は、受講者のニーズに合わせて提供することで機会提供が増え、習得効率上がるものであることから、民間のノウハウを活用する意義があるものと考えられる	市場化テストを実施することで次のような効果が期待できる ・研修業務のコスト削減 ・研修受講者の受講機会増加 ・研修による習得効率の向上		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB100008	外務省	パスポート発行業務の市場化テスト	旅券法第21条の2及び第21条の3	旅券事務は都道府県に法定委託されている	C		<p>1. 旅券は、発行国が所持人の国籍及び身分を対外的に証明する公文書である。現在の国際システムにおいては、旅券の所持は他国を訪問する場合には不可欠であり、また、日本国民は有効な旅券がなければ出国できないこととなっている(出入国管理及び難民認定法第60条第1項)。渡航の自由は憲法上も認められた国民の基本的権利の内容を構成するものである(憲法第22条第1項)ところ、国として、国民の円滑な渡航を確保するために、日本国旅券の真正性を守って国際的信賴を維持することが重要であり、このために、各申請手続きを責任ある行政機関の下で行うことが旅券法において規定されている。</p> <p>2. 特に9.11米国同時多発テロ以降、国際テロ防止対策の観点から旅券の国際的信賴性の維持の重要性につき国際的に強く認識されるようになっており、このような国際情勢をうけて、国際民間航空機関(ICAO)においては、政府レベルで旅券への生体情報の活用について国際標準策定が行われるように、旅券発給業務は、国際テロ対策といった国の安全保障政策と密接不可分となりつつあり、各国政府が旅券の国際的信賴性及び安全性の確保に責任をもって当たることが求められている。また、国籍確認、住所等身元確認に疑義が生じた場合には実態調査権限のない民間では限界がある。</p> <p>3. 確かに公権力の行使に関しては、公権力の行使の権限をいかなる主体に付与すべきは立法政策上の問題であり、必ずしも公務員でなければならないというわけではないという一般原則は承知している。しかしながら、実務上の旅券事務においては犯罪の捜査等犯罪事件や国の安全、外交上の秘密その他重大な利益に関する事項と大きく関わっている旅券発給拒否や渡航制限及び返納命令があり、仮にこれらを含めた旅券事務全般を民間開放した場合国際的信賴を維持することは困難であり、ひいては国民の円滑な渡航を確保することに重大な支障が生ずることとなり適切ではない。なお、上記2.のとおり国際テロ防止対策等の観点からG8等国際的にも発給プロセスの厳格化が叫ばれている中、旅券の偽造防止の観点からはICAOで定められた国際標準に基づいて旅券の導入の準備を我が国政府としても進めている次第である。</p>		旅券法の趣旨に留意しつつ、国民の利便性向上の観点から、民間開放の可能性について、さらに検討されたい。			
zB100009	全府省	庁舎内サービスセンター事業	-	文書管理業務及び物品管理業務ともに当省職員が実施している。	C	-	<p>文書管理等業務について、当省は秘密文書を多く保有しており、契約上の守秘義務を以て文書管理業務を外部に委託することは適切ではない。物品等管理業務については、全省庁統一の管理システムの構築中であり、その構築作業の中で一部をアウトソーシングするとの方針が示される場合には、外務省としても個別に検討する。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB100008	外務省	パスポート発行業務の市場化テスト	5070	5070B016	1	1	個人	16	パスポート発行業務の市場化テスト	自治体の旅券発行の処理業務を行う主体に民間も追加する	現在、都道府県の旅券発行業務は旅券法により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は単純処理が多い。また、都道府県が行う場合にはその組織の性格上休日対応しないなどの不便が多い。そのために、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。	民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1. コストダウン・利用者にとっての料金低下 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2. 利用者にとってのサービスの向上 平日の時間延長や休日対応、対応場所・手段の拡大等が可能になる。	旅券法 第21条の2 この法律に規定する外務大臣の一般旅券に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。	
zB100009	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	6	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)